

深谷市誕生20周年記念冠事業取扱について

深谷市誕生20周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについては、下記のとおり定めます。

1. 「冠事業」とは、深谷市誕生20周年記念事業である旨をその事業の名称に冠し、当該記念のロゴマークを使用して実施する事業とします。

2. 冠事業については、次の事項に該当する事業とし、市長の承認を受けることにより、冠事業の承認とロゴマークを使用することができます。

なお、深谷市又は深谷市の機関が自ら行うもの及び委託により外部の団体等に行わせるものは申請不要です。

（１）深谷市誕生20周年記念事業基本方針に合致していると認められる事業

（２）次のいずれにも該当しないと認められる事業

ア 公序良俗に反するもの

イ 暴力団との関係があるもの

ウ 政治活動または宗教活動を目的とするもの

エ 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するもの

オ その他市長が不適當と認めたもの

3. 冠事業の承認を受けようとする方は、冠事業承認申請書（別記様式第1号）により市長に申請し、承認を受けることにより、ロゴマークを使用することができます。

市長は、申請を受け、冠事業の可否を決定したときは、深谷市誕生20周年記念冠事業承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知します。

4. 市長は、冠事業の承認をした事業が2. に掲げる要件に該当しないとき、その他冠事業として適当でないと認めるときは、冠事業の承認を取り消すこともあります。

また、冠事業の承認の取り消しにより、主催者に損害が生じた場合であっても、市は、その損害を賠償することはありません。

5. 承認された事業につきましては、市のホームページ等に掲載されます。

ただし、営利を目的とした事業は除きます。